

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号	4920-427-9720-5	仕様書番号
品名 又は 件名	STAND, MAINTENANCE, AIRCRAFT ENGINE 定期点検 (現地)	4補LPS-B170100
		作成 令和 7年11月21日
		改正 令和 年 月 日
		作成部隊等名 第4補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有するC-2航空機用エンジンの整備に使用する、STAND, MAINTENANCE, AIRCRAFT ENGINE（部品番号SJ141-00-01）の定期点検（現地）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1 定期点検

技術指令書に規定した定期的実施する点検

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

c) 技術指令書

J. T. O. 35D3-3-151-1 部品表付操作及び整備指令 EBU組立スタート⁶ 部品番号SJ141-00-01

2 要求事項

2.1 一般

一般的事項は、次による。

- 役務対象品の整備作業は、この仕様書に示す要求事項に合致させ、役務対象品の本来の目的及び性能を十分に満足するよう実施しなければならない。
- 整備作業の実施に際しては、役務対象品の特性、状態を考慮し、作業を実施しなければならない。

品名	STAND, MAINTENANCE, AIRCRAFT ENGINE 定期点検（現地）
----	----------------------------------------------

2.2 役務対象品

役務対象品の一連番号（Ser No.）は、調達要領指定書に示す。

2.3 整備作業の内容・実施要領

2.3.1 整備作業の内容

整備作業の内容は、J. T. O. 35D3-3-151-1の第4章 4-3 レベルの点検・整備 表-4-3-1の項目とする。

2.3.2 整備作業の実施要領

整備作業の実施要領は、次による。

a) 受入点検 受入点検は、次による。

- 1) 取付品及び附属品を含め、定期点検実施に必要な範囲で外観目視点検を行い、状態、数量等を確認する。
- 2) 受入点検の結果を記録した、“受入点検記録表”（様式任意）を作成し、監督官又は検査官（以下、“監督官等”という。）の確認を受ける。
- 3) 受入点検時に不具合があった場合は、その後の作業について、監督官等の確認を得て、分任支出入行担当官（以下、“分支担当官”という。）に申出る。

b) 定期点検 定期点検は、J. T. O. 33D3-3-151-1に従い実施する。

c) 整備作業等の記録 整備作業等の記録は、整備作業等の内容及び結果について所要の記録をし、監督官等が常時審査できるようにする。

2.4 作業の変更等

契約の相手方は、分支担当官が作業の変更等について指示した場合は、これによる。

2.5 整備員の資格等・改善

2.5.1 整備員の資格等

整備員の資格等は、次による。

- a) 整備員は、役務対象品に関する十分な知識及び技能を有する者とする。
- b) 契約の相手方は、その下請け会社等の整備員を利用することがより有効な場合には、分支担当官の確認を受け、これを利用することが可能である。

2.5.2 整備員の改善

契約の相手方は、分支担当官から整備員の改善を求められた場合、必要な措置を講じる。また、契約の相手方の都合によって、整備員を一時帰社等させる場合は、分支担当官に申出る。

2.6 整備員の役務実施場所

整備員の役務実施場所は、表1のうち、調達要領指定書に示す。

3 監督・検査

監督・検査は、分支担当官の定める監督及び検査実施要領による。

4 不具合発生時の処置

契約の相手方は、整備作業の実施に当たり、関連機器等の不具合及びその他の原因により作業の実施が困難な場合は、監督官等の確認を得て、分支担当官に申出る。

品 名	STAND, MAINTENANCE, AIRCRAFT ENGINE 定期点検（現地）
-----	----------------------------------------------

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、次による。

- a) **作業計画書** 契約の相手方は、契約後、速やかに作業計画書（様式任意）を1部作成し、第4補給処長（資材計画部長気付）に提出する。
 なお、既に提出した作業計画書の内容を変更する場合も同様とする。
- b) **定期点検記録** 契約の相手方は、2.3.2 b)の結果を記載した定期点検記録（様式任意）を2部作成し、監督官等及び第4補給処長（資材計画部長気付）に提出する。

5.2 技術指令書の貸付等

技術指令書の貸付等は、J. T. O. 35D3-3-151-1とする。また、手続は、C&LPS-Y00007の4.2.2 b)による。

5.3 現地における便宜供与

契約の相手方は、役務の実施上必要な場合は、監督官等に申出て、可能な範囲で次の便宜供与を受けることが可能である。

- a) 現地部隊における搬入器材の保管
- b) 部隊等内の事務室の利用
- c) 現地における電力及び水の利用
- d) 隊内電話の利用
- e) 整備作業に必要な技術指令書等及び整備記録の一時閲覧
- f) 急病時の応急処置に関し必要な援助
- g) その他必要と認めた事項

5.4 安全管理

安全管理は、C&LPS-Y00007の4.6による。

5.5 立入申請

立入申請は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達による。

5.6 仕様書の疑義

この仕様書について疑義がある場合は、監督官等の確認を得て、分支担官に申出る。

品名	STAND, MAINTENANCE, AIRCRAFT ENGINE 定期点検（現地）
----	----------------------------------------------

表1－役務実施場所

項目	役務実施場所
1	入間基地
2	美保基地